

平成21年5月19日

各位

会社名 **いちよし証券株式会社**
代表者名 執行役社長 武 樋 政 司
(コード8624 東証1部・大証1部)
問合せ先 広報室長 山 川 雅 之
TEL. 03(3555)6343

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、下記の通り定款の一部を変更する議案を、平成21年6月20日（土）開催予定の当社第67期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

（１）平成16年6月9日に公布された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）が平成21年1月5日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更された（いわゆる「株券電子化」という。）ことから、これに対応するため、株券の存在を前提とした規定の削除及びその他所要の変更を行うとともに、本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものであります。

（２）その他、条文の新設及び削除に伴い必要な条数の変更を行うとともに、一部字句の整理を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2009年6月20日（土）	（予定）
定款変更の効力発生日	2009年6月20日（土）	（予定）

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条 ～ 第 7 条 (条文省略) <u>(株券の発行)</u> 第 8 条 当会社は株式に係る株券を発行する。 ② <u>前項の規定にかかわらず、当会社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u> (単元未満株式の売渡請求) 第 9 条 当会社の単元未満株式を有する株主 (<u>実質株主を含む。</u>以下「単元未満株主」という。) は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求すること (以下「売渡請求」という。) ができる。 ② <u>売渡請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会で定める株式取扱規則による。</u> 第 10 条 (条文省略) (株主名簿管理人) 第 11 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 ③ 当会社の株主名簿 (<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、<u>株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・売渡請求、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</u>	第 1 条 ～ 第 7 条 (現行どおり) (削 除) (単元未満株式の売渡請求) 第 8 条 当会社の単元未満株式を有する株主 (以下「単元未満株主」という。) は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求すること (以下「売渡請求」という。) ができる。 (削 除) 第 9 条 (現行どおり) (株主名簿管理人) 第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き <u>その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(株式取扱規則) 第 <u>12</u> 条 当社の<u>発行する株券の種類、株主名簿、株券喪失登録簿</u>および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・売渡請求、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。 第 <u>13</u> 条 ～ 第 <u>50</u> 条 (条文省略) (新 設) (新 設) (新 設)	(株式取扱規則) 第 <u>11</u> 条 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・売渡請求、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。 以下、1条ずつ繰り上げ 第 <u>12</u> 条 ～ 第 <u>49</u> 条 (現行どおり) <u>附 則</u> 第 <u>1</u> 条 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、<u>株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</u> 第 <u>2</u> 条 本附則第1条および本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。

以 上